### 佐賀城本丸歴史館開館 20 周年イベント企画運営等業務委託仕様書

佐賀県立佐賀城本丸歴史館

### 1 目的

令和6年は、佐賀県立佐賀城本丸歴史館が開館20周年を迎えることから、更なる認知度の向上や来館促進図り、佐賀城本丸歴史館の魅力発信の強化を図ることを目的に、当館主催のテーマ展「佐賀城本丸歴史館開館20周年記念佐賀藩の四季-式典・祭祀・年中行事-|(以下「記念展」という。)の会期中に、20周年記念イベントを開催する。

また、記念展への理解を深め、歴史に関心が薄い層にも郷土の文化に関心を持ってもらい、県民の愛着と誇りをより強いものとしたい。

そのため、この趣旨を理解した、意欲のある事業者に委託し、幅広い層の来館と当館の 魅力の発信につなげていきたい。

- 2 契約期間 契約締結日から令和6年(2024年)12月28日(土)までとする。
- 3 記念展の概要
- (1) 会期 令和6年(2024年)11月15日(土)~

令和7年(2025年)1月13日(月・祝)

- (2) 会場 佐賀県立佐賀城本丸歴史館 特別展示室
- (3) 観覧料 無料
- (4) 展示趣旨

佐賀藩では多くの年中行事が行われた。全国的な「具足祝い」などのほか、佐賀藩独自の「鼓の胴の松飾り」や「鰤包丁」などがある。また、佐賀藩江戸屋敷で行われた「日護摩祈祷」のように、近世「鍋島猫騒動」の影響で行われるようになったものもある。四季折々に営まれた年中行事等は、人々を繋ぐものとして身近にあり、その中には現在まで連綿と繋ぐものもある。

本展覧会では年中行事や式典・祭祀、慣習等を取り上げ、絵巻や工芸品等を用いて佐賀藩の行事を視覚的に紹介し、地域への愛着を深めてもらうとともに過去から現代までの連続性を実感してもらうことを目的として、縁起や工芸品等の佐賀藩における文化的営為がうかがえる資料を展示し、佐賀の文化をより身近に感じられる展覧会を開催する。

#### 4 業務内容

- (1) イベント等の実施
  - ・開催日時 令和6年(2024年)11月23日(土・祝)

[昼の部] 10:00~16:00 の間

[夜の部] 18:00~20:30 の間

・会場 [昼の部] 外御書院 (イベント内容によっては御座間も使用可)

「夜の部 屋外:御玄関前から北廊下側外広場まで

(雨天時:外御書院(利用条件あり))

屋内:北廊下(利用条件あり)

・目標参加者数 1,500 人

ア 次の(ア)~(オ)のイベント等を実施する。

イベントの実施にあたっては、20周年に相応しい演出や工夫を行う。また、次の(ア) 及び(ウ)については、式典・祭祀・年中行事にちなんだものやその雰囲気を体感でき るものが望ましい。

- (ア) 参加型イベント(昼の部を想定)
- (イ) 外御書院に約1,000人のお客様を集めて行うイベント(昼の部を想定)

≪参考≫藩の公式行事に使用された外御書院では、1,000 人の家臣が集められ行事が行われることもあった。そのため、約1,000 人を集めて行うイベントを 実施したい。(複数に分ける。バーチャルでそのように見せるでも可)

- (ウ) 鑑賞型イベント (夜の部を想定)
- (エ) 20周年記念セレモニー(夜の部:屋外)
  - ・約 100 名参加の 15 分程度のセレモニーを想定
  - ・セレモニー中にカノン砲の祝砲発砲を含めること。ただし、カノン砲の祝砲発砲 に係る業務については、本業務委託に含めず、当館が別途契約する。
- (オ) 飲食の提供(夜の部:屋外)
  - ・飲食の提供に係る事前調整や設営・管理等を行う。
  - ・提供する食や飲み物は原則有料とし、料金で賄われる事柄は本委託に含めない。
  - ・アルコールの提供も可とする。
  - ・雨天時、館内を利用する場合は畳や建具が汚れないよう工夫すること。

### (2) 広報業務の企画及び実施

20 周年イベント及び記念展を広く PR するため次の広報業務を企画及び実施すること。

### ア 情報発信業務

情報発信時期やターゲットの広告接触頻度等を鑑みて最適な手法や発信媒体を選定し、効果的な情報発信を企画・提案し実施する。

#### イ 印刷物の製作等

(ア) 記念展のチラシ、ポスターの製作等

仕様	チラシ	A4 サイズ/両面 C/マットコート(90K)/21,500 枚
数量	ポスター	B2 サイズ/片面 C/マットコート(135K)/235 枚

校正	3回以上
仕分・封入・	・宛名ラベルの作成・貼付
発送	・仕分け・封入・発送を行う
納期	令和6年(2024年)9月23日(月・祝)
その他	・資料画像等の必要なデータ及び発送先リストは当館から提供
	する。
	・印刷物には、芸術文化振興基金シンボルマーク及び「芸術文
	化振興基金助成事業」の文字を必ず表示すること。

# (イ) 20周年イベントのチラシ、ポスターの製作等

仕様	チラシ	A4 サイズ/両面 C/マットコート(90K)/21,500 枚
数量	ポスター	B2 サイズ/片面 C/マットコート(135K)/265 枚
校正		3回以上
仕分・封入		・宛名ラベルの作成・貼付
		・仕分け・封入・発送を行う
納期		令和6年(2024年)9月23日(月・祝)
その他		・発送先は、当館から提供リストの施設と、受託者が提案する
		約 50 か所とする。
		・印刷物には、芸術文化振興基金シンボルマーク及び「芸術文
		化振興基金助成事業」の文字を必ず表示すること。

# (ウ) 20周年記念セレモニーの招待状及び封筒の製作等

仕様	招待状	細長2つ折り(展開横210mm×縦200mm)/片面1C/
数量		上質 1 1 0 K相当/350 枚
	封筒	洋長3サイズ/両面1C/350枚
校正		2回以上
仕分・封入		・宛名ラベルの作成・貼付(送付先リストは当館から提供)
		・封筒+招待状+チラシ/350 封(うちレベル有は糊付けまで
		行うこと)
納期		令和6年(2024年)9月23日(月)
その他		・納品の際は入稿データ(pdf 形式)も納品すること
		・発送は当館が行う

# (3) (1)及び(2)の業務遂行上の必須事項

- ア 委託業務の実施にあたっては、当館と受託者で協議を行うこと。
- イ 業務遂行にあたっては、委託業務を統括し、当館からの支持を受ける窓口として責任者と当該業務の従事担当者を置き、関係者と円滑な事業進行管理や意思疎通に努

めること。また必要に応じて当館と打ち合わせを行うこと。

- ウ イベント等の実施にあたっては、次の①から⑧を実施すること
  - ① イベント等の企画
  - ② スケジュール作成と進捗管理
  - ③ 進行シナリオ、スタッフ用運営マニュアルの作成、ゲスト及びスタッフ等関係者 証の作成及び配布すること。
  - ④ 必要に応じ運営ディレクター及び司会者を、また、適切な人員のスタッフを手配すること。
  - ⑤ 出演や出展を依頼する場合は、出演者等への調整や対応(交通・宿泊・食事等の 手配)を行うこと。
  - ⑥ 会場レイアウト作成し設営を行う。また、必要に応じ、
    - ・看板の製作、設置、撤去
    - ・会場設営のための什器・機材・照明・音響等の調達、設置、操作(オペレーター 含む)、撤去、原状回復
    - ・受付等の場所の設営・撤去
    - ・会場内外の賑わいづくり 等を行う。
  - ⑦ 参加者数のカウント及び参加者によるアンケートを実施・集計し、本業務の効果 分析・検証、報告を行う。
  - ⑧ その他イベントの実施に必要な業務
- エ 設営やイベントの実施にあたっては、イベントに参加しない一般のお客様の観覧へ配 慮すること。また、施設を汚損しないよう留意すること。
- オーイベントの計画にあたっては、当館が木造建築であることや館内が火気厳禁であることに留意すること。
- カ スタッフは県が推進している「さがすたいる」を踏まえ、必要に応じ合理的配慮を行 うこと。

#### (4) 成果報告

受託者は、次に掲げる成果物を契約期間内に納めるものとする。

- ア 実績報告書 1部
- イ 本業務で作成した媒体等のデータ (デザインデータ含む)
- 5 委託料の支払い

業務完了後の完了払とする。

### 6 特記事項

(1) 仕様書の変更等

- ア 本仕様書の記載事項で変更する必要が生じたときは、発注者・受託者協議のうえ変 更することができるものとする。
- イ 本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、発注者・受 託者協議のうえ決定するものとする。

### (2) 守秘義務事項

- ア 本業務で収集した情報及び成果物については、当該業務において使用することと し、これらを蓄積したり、他の目的に使用したりしてはならない。
- イ 本業務の履行に当たって知り得た情報を漏らしてはならない。
- ウ ア、イの規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

#### (3) 再委託等に関する制限

- ア 受託者は、受託業務の全部若しくはその主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、受託業務の主たる部分以外の業務などの一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ佐賀県の承諾を得なければならない。
- (4)個人情報の保護及び情報セキュリティ対策
  - ア 受託者は、受託業務を遂行するための個人情報及び情報資産の取扱いについては、 別記「個人情報取扱特記事項」及び「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守しなけ ればならない。
  - イ 受託者は、受託業務の全部又は一部を第三者に再委託し、又は請負わせる場合は、 当該受託者に対して、特記事項を遵守させなければならない。

# (5) 著作権

- ア 上記委託業務の内容を執行するにあたり、第三者(本館及び受託者以外の者)が所有したり、著作権を持つものがある場合は、必要となる著作権の処理を、本館と協議のうえ適切に実施すること。
- イ 本事業において作成された成果物にかかる一切の著作権(著作権法第 27 条および 第 28 条で定める権利含む)は、本館に帰属するものとする。また、本館の行為に対して、著作人格権を行使しないものとする。但し、企画コンペに応募した著作物の著作権は除く。

### 7 担当者及び問合せ先

佐賀県立佐賀城本丸歴史館 企画学芸課 谷頭、宮尾

〒840-0041 佐賀市城内2丁目18-1

T E L .0952-41-7550 F A X .0952-28-0220

[E-mail] rekishikan@pref.saga.lg.jp